

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第8号のかれい固定式刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年8月1日

北海道知事 鈴木直道

| 制限措置 | | | | | | 許可又は起業の認可を申請すべき期間 | 備考 |
|-------------|-------------------|----------------------|------------------|-----------------------|------------|-----------------------|--|
| (1)漁業種類 | (2)操業区域 | | (3)漁業時期 | (4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 | (5)船舶の総トン数 | | |
| かれい固定式刺し網漁業 | 十勝総合振興局管内 沖合海域 | 十海共第13号共同漁業権漁 場区域 | 11月1日から翌年1月31日まで | 2隻以内 | 20トン未満 | 十勝総合振興局管内に住所 を有する者 | <p>令和5年8月1日から 同年9月1日</p> <p>【許可の有効期間】 1年以内 【起業の許可の有効期間】 6ヶ月以内 【申請書の提出先】 十勝総合振興局産業振興部水産課 【許可等の条件】 この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、十勝総合振興局長に報告しなければならない。 (2)かれい以外のものを、主たる漁獲の対象としてはならない。 (3)しろさけ、からふとます及び次に掲げるかにが採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさがにの雄がに ウ ずわいがに エ ペにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (4)海中に敷設する網の長さは、7,500メートル以内でなければならない。 (5)使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが7.5センチメートル以上の大きさでなければならない。 (6)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (7)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p> |